

注 意 報

長崎県病害虫防除所長

平成26年度病害虫発生予察 注意報第3号

いちご（育苗床） 炭疽病

- 1. 発生地域（対象地域） 県下全域
- 2. 発生程度 やや多
- 3. 注意報発令の根拠

- (1) 本病については7月から発生が多く、注意報第1号（平成26年7月15日付け）を発表し、防除の徹底を啓発したところであるが、8月上旬以降も県内各地で平年を大きく上回る降水量で、本病の発生に好適な条件が続いており、依然として、以下のとおりやや多い状況である。
- (2) 8月上旬の巡回調査（33筆）の結果、*Glomerella cingulata*による炭疽病は発病株率0.7%（平年0.2%）、発生圃場率18.2%（平年10.0%）であった。
- (3) 向こう1ヶ月の降水量は平年並または多い見込みであり、本病の発生に好適である。
- (4) 病害虫防除員の報告によると一部でやや多い発生であった。また、診断依頼における炭疽病の確認数は増加傾向にある。

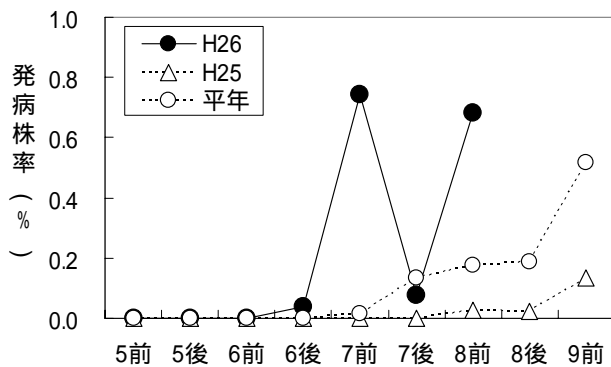


図 炭疽病 (*G.cingulata*) 発病株率の推移

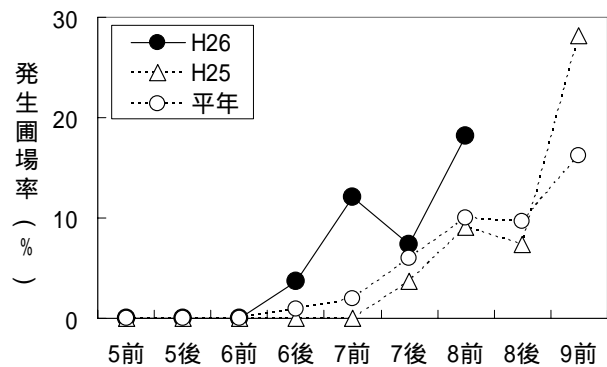


図 炭疽病 (*G.cingulata*) 発生圃場率の推移

4. 防除対策

- (1) 育苗床およびポットが多湿にならないように、長時間のかん水はしない。ポット間隔を十分に取り、排水対策を確実に行う。また、除草を徹底するなど環境整備に努める。
- (2) 圃場の見回りを徹底し、発病株およびその周辺の株は速やかに処分し、圃場内やその周辺に放置しない。
- (3) 葉の展開間隔にあわせて定期的に薬剤防除する。特に激しい雨や台風の前、後、下葉除去など株を傷つけるような作業後は重点的に行う。
- (4) 定植前までの薬剤防除や定植苗の選別を徹底し、本圃に罹病株を持ち込まないようにする。株冷を行う場合は、入庫前までの薬剤防除と入庫時の苗の選別を徹底する。

6月1日から8月31日までの3ヶ月間を「農薬危害防止期間」と定め、農薬事故を防止する運動を実施しています。

病虫害防除所の発行する情報の入手は、インターネットをご利用ください。

「長崎県病虫害防除所ホームページ」 アドレス：<http://www.jppn.ne.jp/nagasaki/>

この情報に関するお問い合わせ

長崎県病虫害防除所 TEL：0957-26-0027